



平成 26 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 応用地質株式会社
代表者名 代表取締役社長 成田 賢
(コード番号 9755 東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員
事務本部長 河野 啓三
(TEL : 03-5577-4501)

株式給付信託 (J-ESOP) の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員（当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を含むものとします。以下同じです。）に対する新たなインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

当社は、当社グループが社会の持続可能な成長に向けた課題解決に貢献できる企業集団となることを目指した「応用地質グループ長期経営ビジョン 0Y02020」を公表しております。0Y02020 においては、2020 年までの期間を、第 1 期から第 4 期に分け、それぞれ計画段階、試行段階、展開段階、飛躍段階と考えており、当社は今後、第 3 期に相当する中期経営計画 0Y0 Step14（計画対象期間：平成 26 年 12 月末日で終了する事業年度から平成 29 年 12 月末日で終了する事業年度までの 4 事業年度）、及び第 4 期に相当する次期中期経営計画（計画対象期間：平成 30 年 12 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 12 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度）を着実に遂行し、0Y02020 において設定したビジョンに向けて邁進する所存であります。

さて、当社は、従業員のインセンティブプランの一環として普及が進んでいる日本版 ESOP (= Employee Stock Ownership Plan) について検討してまいりましたが、今般、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高め、上述の中期経営計画の達成及び中長期的な当社のさらなる企業価値向上を図るため、従業員に対して自社の株式を給付する本制度を導入することといたしました。

また、当社は、本制度の導入に併せて、平成 26 年 3 月 26 日開催予定の第 57 回定時株主総会においてご承認をいただくことを条件として、役員に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (BBT)」（以下、「BBT」といいます。）を導入することを決定しております。本制度及び BBT を通じて、株価の変動リスクを株主の皆様と共有するとともに、役職員の業績及び株価に対するインセンティブを高め、これまで以上に役職員一丸となって業績及び企業価値の向上に注力してまいります。なお、BBT の詳細につきましては、本日付「株式給付信託 (BBT) 導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社

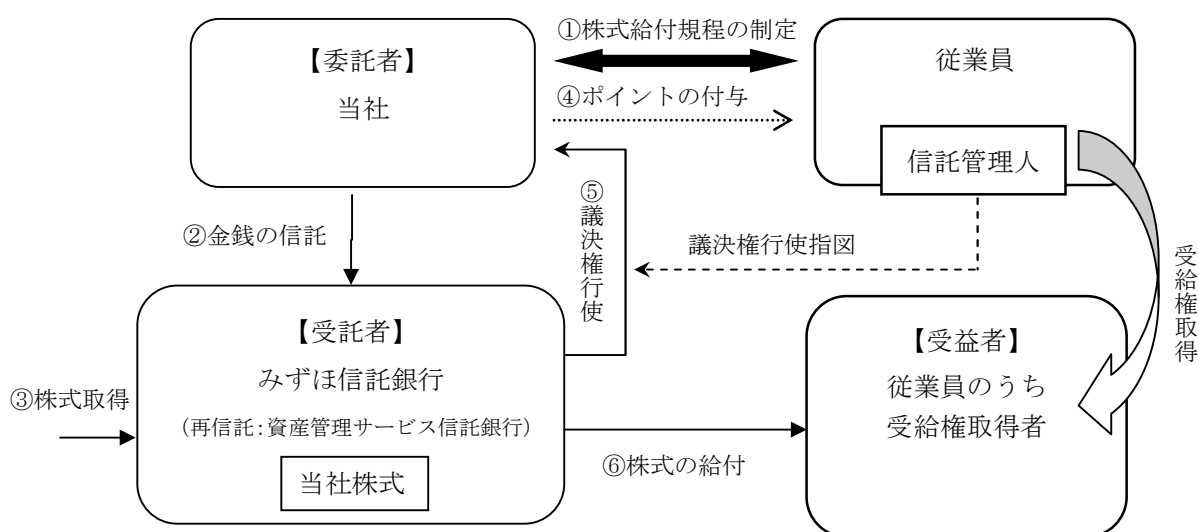
株式を給付する仕組みであります。

当社は、従業員に対し役職及び各事業年度の会社業績に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付いたします。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭等により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するため信託銀行（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭等により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（J-ESOP）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：従業員の中から選定されます（予定）
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 26 年 6 月 1 日（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 26 年 6 月 1 日（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 26 年 6 月 1 日（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以 上